

会議名	令和 6 年度第 3 回小牧市こども・子育て会議	
日時	令和 6 年 1 1 月 1 3 日（水）午前 1 0 時	
場所	小牧市役所東庁舎 5 階 大会議室	
学識経験者	兵庫教育大学 小学校教員養成特別コース 教授	鈴木 正敏
	名古屋経済大学 人間生活科学部教育保育学科 特任教授	長江 美津子
各種団体関係者	小牧市教育委員会 教育委員	加藤 由美
	小牧市小中学校校長会 代表	佐藤 史洋
	小牧市青少年健全育成市民会議 代表	安藤 和憲
	小牧市地区民生・児童委員連絡協議会 代表	田中 正造
	小牧市地区民生・児童委員連絡協議会 代表	峯田 一子
	小牧市社会福祉協議会 代表	梶田 光俊
	保育園長会 代表（公立園以外）	京谷 和恵
	保育園保護者会 代表（公立園）	永田 あずさ
	小牧市私立幼稚園連合協議会 代表	竹川 陽子
	小牧市私立幼稚園保護者会 代表	佐藤 愛子
	小牧市立第一幼稚園 代表	松野 麻香
	事業者 代表	小坂 武令
	小牧市立学校地域コーディネーター 代表	玉置 博子
	小牧市小中学校PTA連絡協議会 代表	加藤 さやか
	こまき市民活動ネットワーク 代表	鳥居 由香里
公募委員		馬場 容子
		坂 かなこ
欠席委員	小牧市母子保健推進協議会 代表	松本 華子
	保育園長会 代表（公立園）	小川 由美子
	保育園保護者会 代表（公立園以外）	川口 愛
	勤労者 代表	河合 達夫
	こども・若者代表	小林 和嗣
	こども・若者代表	川口 佑貴

※傍聴者 3 名

1. あいさつ

【事務局（こども政策課小川課長）】

本日はお忙しいところ、会議にご出席いただきありがとうございます。

ただいまから、令和6年度第3回小牧市こども・子育て会議を開催します。司会は、こども政策課長の小川が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本会議は公開となっておりますが、ただ今のところ、傍聴者は3名です。

本日は19名の委員が出席されており、過半数以上の委員の出席がありますので、会議成立を報告いたします。なお、小牧市母子保健推進協議会代表 松本委員、公立園保育園長会代表 小川委員、保育園保護者会代表 川口委員、勤労者代表 河合委員、こども・若者代表 小林委員、同じく川口委員につきましては事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、はじめに資料の確認をさせていただきます。事前に送付いたしました資料として、資料2「小牧市こども計画（素案）」、本日机上に配布した資料として、資料1「小牧市こども・子育て会議委員名簿」、資料3「新旧施策体系図（A3、両面カラー印刷1枚）」、参考資料「意見聴取の実施結果について」であります。資料の不足や落丁等がありましたらお知らせください。

それでは、こども未来部長の川尻より、あいさつを申し上げます。

【事務局（こども未来部川尻部長）】

<川尻部長あいさつ>

【事務局（こども政策課小川課長）】

続きまして、鈴木会長よりごあいさつをお願いいたします。

【鈴木会長】

<鈴木会長あいさつ>

【事務局（こども政策課小川課長）】

ありがとうございました。

2. 委員任命

【事務局（こども政策課小川課長）】

11月より新たにご就任いただいた委員の任命を行います。資料1「小牧市こども・子育て会議委員名簿」をご確認ください。事業者代表として就任いただいております富田委員に代わり、CKD 株式会社 人事部長の小坂 武令様を令和6年11月1日付で任命させていただきました。小坂様、どうぞよろしくお願いいたします。

では、以降の進行につきましては鈴木会長、よろしくお願いいたします。

3. 議題

【鈴木会長】

それでは、次第3、議題「小牧市こども計画（素案）」について、事務局から説明をお願いします。なお、本日は説明事項が多くなりますので、区切りの良いところで事務局説明を一旦区切り、そこまでの説明について皆様からご意見いただければと思います。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

こども政策課の伊達です。それでは、小牧市こども計画素案について説明します。

資料は、事前送付した「資料2 小牧市こども計画（素案）の冊子」と本日机上に配布した「資料3 新旧施策体系図（カラー刷り）」になります。

それでは、まず第1章から第3章まで説明させていただきます。

冊子の1ページをお願いします。

「第1章 計画の策定にあたって」では「計画策定の背景と趣旨」、「計画の法的根拠と位置づけ」、「計画の期間」、「計画の対象」、「計画の策定体制」といった本計画の概要を掲載します。1ページでは「計画策定の背景と趣旨」として前回会議までにご説明させていただいたとおり、小牧市こども計画は、こども基本法第10条に定められる「市町村こども計画」となり、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画として策定することを掲載します。

なお、以後の説明では新たに作成する「小牧市こども計画」を本計画、現行の「第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画」を現行計画として説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

2ページ、3ページについては、前回会議の骨子案にて説明した内容から変更ありません。

4ページをお願いします。

第2章では「こども・子育てを取り巻く現状」を掲載します。まず、4ページから15ページまでは統計データに基づく、小牧市の状況となります。統計データは現行計画と同様のデータのほか、「長期的な少子化対策」も新たに内容に含まれるため、10ページの「未婚の状況」等を追加しています。

16ページから24ページは本計画策定にあたって令和5年度に実施した「子ども・子育てに関するアンケート調査」の結果概要を記載し、子育て世帯の就労実態やニーズなどを掲載します。

25ページから27ページまでは7月から9月にかけて児童館で実施したワークショップ等の対面での意見聴取について実施概要を掲載しています。各ワークショップ等でいただいた意見は「第4章 施策の展開」の各施策の中で「市民からの意見・要望」として主な意見を掲載しています。当日の様子やその他の意見等は本日の報告事項として、後ほど報告させていただきます。

27ページ、28ページには「アンケート等からみる本市の課題」として、「高まる母親の就労意向への対応」、「周囲の援助が得られない、相談先がない家庭への支援」、「多様化する幼児教育・保育ニーズへの対応」、「子育て環境の充実に向けた支援」の4つを挙げています。

29ページをお願いします。

第3章では「計画の基本的な考え方」として「計画の基本理念」、「計画の『目指すビジョン』」、「計画の基本目標」を掲載します。まず、「基本理念」については、現行計画の基本理念を継承し、「みんなでつながり・支え合い こどもの笑顔があふれる未来 こども夢・チャレンジNo.1 都市 こまき」とします。

国が示す「こどもまんなか社会」の実現には、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体としてこども施策に取り組むことが重要となります。

本計画では、未来のまちの担い手である、こども・若者が個人として尊重され、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべてのこどもや若者が心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができ、すべての人がこどもと一緒に元氣になれるまちの実現をめざします。

31ページをお願いします。

計画の基本理念を実現するために、本計画に関わるすべての人が共有できる、わかりやすい将来の姿を「目指すビジョン」として定めます。

本計画の基本理念は現行計画の基本理念を継承することから、目指すビジョンについても現行計画と同じく「こどもの貧困をなくそう」、「こどもの居場所をつくろう」、「こどもの夢・未来を育てよう」の3つのビジョンを定めることとします。

32ページをお願いします。

「計画の基本目標」として、本計画では、7つの基本目標を掲げます。

基本目標2から基本目標5までの4つの基本目標は、現行計画から継承したものとなり、基本目標1、基本目標6、基本目標7については、国が示すこども大綱等の趣旨を踏まえ、本計画で新たに追加した目標となります。

追加した3つの目標については、まず、基本目標1として「こども・若者の権利を保障します」を追加しました。国が示す「こどもまんなか社会」や本計画の基本理念において、こども・若者の権利の保障が重要であるとしていることから、1つ目の基本目標として掲げています。こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格を持った個人として尊重し、こども・若者の最善の利益を図る視点に立った施策・事業を推進します。また、若者が社会的な自立を果たし、充実した心豊かな生活を送ることができるよう支援を行います。

また、基本目標6として「若い世代を支援します」を追加しました。

「こども計画」には、長期的な少子化対策や子ども・若者育成支援に関する内容を含むこととされていることから、追加したものです。

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望をかなえるための支援を行います。また、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの切れ目ない支援に取り組みます。

最後に基本目標7として「配慮を必要とするこども・若者・家庭を支援します」を追加しました。

困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮に努め、児童虐待については、相談支援などによる虐待の未然防止に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見・早期対応を図ることとします。

34ページをお願いします。

こちらが本計画の施策の体系となります。計画の基本理念のもと、3つのビジョンを持ち、7つの基本目標の達成に向け、各施策を展開していくものとなります。

第1章から第3章までの説明は以上となります。

【鈴木会長】

ここまでの事務局のご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。
鳥居委員、お願いします。

【鳥居委員】

今回、基本目標7に含まれる配慮を必要とする対象として外国人が入っていると思うのですが、現状分析の中で、外国人の現状把握がされてないので、現状把握とリンクした方がいいのではないかなと思います。

外国の方の現状、外国の方の考え方というものも、ワークショップの中に出てきていないですから、そういうことを載せていただけるとよかったかなと思います。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

ご指摘をいただきました、外国籍の方の現状把握につきまして、第2章の統計データに外国籍の方に関するデータ等は掲載をしていませんので、どのような内容を掲載するのかを含めて検討させていただきます。

また、報告事項でも説明をさせていただく予定をしているのですが、大城児童館で実施をしている外国にルーツを持つこどもを対象とした日本語学習塾があります。今回の計画策定にあたって、我々がそちらに出向き、そのこどもたちに対して居場所をテーマに、意見を聞いておりますので、それについても、この計画に反映していきたいと思っております。

【鈴木会長】

他にご意見ありますでしょうか。田中委員、お願いします。

【田中委員】

資料の３ページです。

「５ 計画の策定体制」の下から４行目に「加えて、令和７年１月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました」とありますがどうということでしょうか。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

ご指摘いただきました内容については、今後の予定を含めた計画の完成版をイメージして素案を作成しております。本日の会議と次回の会議を踏まえ、１月から２月にかけてパブリックコメントを予定しておりますので、その内容を記載したものとなります。

【田中委員】

資料の６ページです。

（３）就学前児童数の推移及び今後の動向のグラフですが、２歳が抜けていませんか。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

ご指摘のとおり、グラフの凡例に２歳が抜けておりますので修正させていただきます。

【田中委員】

もう１点あります。（３）就学前児童数の推移及び今後の動向のグラフの令和６年度と令和７年度以降の推計の値について０歳児がすごく増えています、こんなにたくさん生まれるのでしょうか。

【坂委員】

私もそこについて気になっておりまして、令和６年から令和７年にかけては、０歳児が１歳児になると思いますが、８６６人が１，０７５人にまで急に上がっている。

４ページでは人口減少が大幅に進んでいくと記載がありますが、６ページでのこどもの数は６，２００人前後の横ばいで推移する見込みとなっています。

令和７年は先ほど田中委員がおっしゃっていたように上がっていますが、その根拠を教えてください。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

ご指摘いただきました統計データについて、就学前児童数の推移及び今後の動向に記載している令和７年度以降の推計値は、市の上位計画である「小牧市まちづくり推進計画」の推計人口に独自の補正をしたものとなります。そのため、出生数の数と単純に比較すると齟齬が出ていることになります。

【田中委員】

では、第２期の子ども・子育て支援事業計画で推計値を出していると思いますが、その時の推計値と令和２年から令和６年の実績値がどうだったかをお聞きかせください。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

今のご質問に関して本日、委員の皆様に参加資料として持参をお願いしている、現行計画をお持ちであれば、ご用意をお願いします。

現行計画の5ページになりますが、5歳以下人口の推移と推計を掲載しております。それによると、令和5年の5歳以下の人口が6,389人で、令和6年については、6,298人という推計値を出しておりますので、現行計画策定時の推計値より、実績値は減っていることになります。

【田中委員】

計画の推計値を見ると、令和7年から令和11年はすごく増えるということですね。これが果たして、最後になったらどうなるかわかりませんが。

【鈴木会長】

場所を確保する面においては、多めに確保した方が良いと思いますがいかがでしょう。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

この推計値については、先ほど申し上げた通り、上位計画をもとに独自算出していますが、もう一度改めて精査をして、次回会議にて、ご説明をさせていただきたいと思います。

【田中委員】

もう1点、11ページの保育園と幼稚園の児童数の推移について、保育園は令和5年まで、幼稚園は令和6年まで記載していますが、記載する年を合わせたほうが良いのではないのでしょうか。

【梶田委員】

すべての資料だろうと思いますが、特に6ページから始まる資料について、ほとんどが令和2年のデータであり、推測に使うには古いと思います。令和3年から5年のデータは存在しないのかどうか、またなぜ扱っていないのか、その理由について教えてください。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

まず、先にご指摘いただきました、保育園入園児童数の推移と、幼稚園入園児童数の推移の掲載している年がずれていることについては、合わせるようにします。

2つ目にご指摘いただきました、データが令和2年になっているということですが、データは国勢調査をもとにしております。国勢調査が5年に1回となりますので、直近の令和2年のものを使用しております。

【梶田委員】

この計画が出てから国勢調査があるので、そこで大きく数値が変わったら、計画も大きく左右されると思いますが、その点についてはどう考えていますか。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

この計画については5年間の計画期間のうち中間見直しの時期を設けておりますので、そこで大幅な乖離など、見直す必要があれば、見直しをかけさせていただきたいと思います。

【鈴木会長】

安藤委員お願いします。

【安藤委員】

13ページお願いします。

（8）の教育の状況について、ここに書いてあるのは、高校進学率は市と県の比較、大学進学率は国と県の比較ということです。

資料としては、愛知県学校基本調査（進学率は、各年3月）と。愛知県の学校基本調査によって、国の大学進学率というのはここから出てきているのでしょうか。

愛知県の学校基本調査で、国の大学進学率まで分かるのだろうかということと、だとしたら小牧市は出てこないのだろうか。小牧市を把握するのは難しいだろうというのは、想像できますが、愛知県の学校基本調査だけの資料で、国の大学進学率まで出せるのだろうか。資料に、欠けているものはないのだろうかという質問です。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

もう一度確認して、資料名について追加が必要であれば、追加をさせていただきます。

あわせてこの資料の修正ですが、大学進学率を説明している資料、愛知県学校基本調査の記載の上に（愛知市）とありますが、（愛知県）に修正させていただきます。

【鈴木会長】

いろいろご意見ありがとうございます。時間がありますので、次に進みたいと思います。もし、ご意見ありましたらまた後程伺いたいと思っております。

続いて、第4章について、説明お願いいたします。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

それでは第4章の説明をさせていただきます。

35ページをお願いします。

第4章では「施策の展開」として、7つの基本目標ごとに施策に基づく具体的な取り組みを掲載します。項目としては施策ごとに「現状と課題」、「市民からの意見・要望」、「施策の方向性」、「具体的な取組」を掲載します。

なお、本日机上に配布させていただいたカラー刷りの「資料3 新旧施策体系図」の緑の表があるページのうち、赤字部分が現行計画からの変更箇所となります。

【新規】と記載があるものは現行計画にはない新たな取り組みとなります。なお、【新規】として掲載する取り組みについては、事業自体を令和7年度から開始する事業のほか、今年度までに開始している事業においても、本計画への掲載が初めてとなるものについては【新規】としています。

【廃止】と記載があるものは現行計画にある取り組みの中で、本計画への掲載を行わない取り組みとなります。この、【廃止】となる取り組みについては、本日の会議資料では現行

計画との差異を分かりやすくするために掲載しておりますが、実際の計画には掲載自体をしない予定としております。

また、青字で記載しているものは現行計画にある取組みのうち、基本目標の追加等により、掲載場所が変更になった取組みや名称変更となっている取組みとなります。

本日は、時間の関係上、この赤字、青字となっている現行計画からの変更点を中心に説明をさせていただきます。また、資料3の裏面の青色の表は現行計画の施策体系を記載しておりますので、ご参考としてください。

それではここから各基本目標に基づく取組みについて説明をさせていただきます。

説明は新規追加となる3つの基本目標については基本目標ごとに区切らせていただき、それぞれ委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。現行の目標を継承する、基本目標2から5まではまとめて説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それではまず「基本目標1 こども・若者の権利を保障します」について説明します。

こども基本法における、こども施策の基本理念として、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められていますが、そういった機会の場が必ずしも十分でない現状を踏まえ、あらゆるこども・若者が家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を持つことができるよう、こども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成が必要となっています。

具体的には36ページにある「こどもの権利擁護」、「こどもの権利の周知・啓発」、「こどもの意見表明の機会確保」に関係各課が取り組むことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知していくとともに、こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実を図ります。

基本目標1についての説明は以上です。

【鈴木会長】

ただいまのご説明につきましてご意見ご質問等ありますでしょうか。

鳥居委員、お願いします。

【鳥居委員】

施策1のこども・若者の権利を守る環境づくりのこどもの権利の周知・啓発ですが、何を周知徹底するか、わかりやすくするために、小牧こども憲章のようなものを作り、広げていったらと思います。

もう1点は、こどもの意見表明の機会の確保ですが、ミーティングが多いですが、高校生などは、なかなか会場に来ることができないと考えるとZOOMやTeamsなどを使った会議を検討してはどうかと思います。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

まず、こどもの権利の周知・啓発につきましては、ご意見いただいた通り、わかりやすい形で周知・啓発をしていくことが重要になってくると思います。いただいたご意見も参考にしながら、今後、具体的な取り組みについて検討していきたいと思っております。

こどもの意見表明の機会の確保につきましても、意見を聞くにも様々な手法があると思いますので、こどもが意見を表明できる場を、様々な手法で確保することで、こどもの意見表明の機会の確保に努めていきたいと考えています。

【鈴木会長】

他にはいかがでしょうか。

では次の説明をお願いします。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

それでは、基本目標2から基本目標5まで説明いたします。

基本目標2から基本目標5については、現行計画から継承する目標となり、取り組みも継続されるものが多くなっています。

37ページをお願いします。

「基本目標2 地域の子育て・子育てを支援します」となります。

施策（1）こどもの夢・チャレンジの応援については、38ページに記載のある「No.6 児童館における外国文化に親しむ機会の創出」は英語に限らず外国文化に親しむ機会を創出することとすることから、現行計画の「児童館の英語事業」から取り組み名を変更しています。また、「No.7 児童館における外国籍児童への日本語学習支援」、「自然環境学習（水生生物調査など）の実施」は新規の取り組みとして追加しています。

続いて、施策（2）地域での交流の場の充実については、40ページの「No.2 こども家庭センターの運営」、「No.10 幼稚園・保育園・認定こども園の地域開放」について取り組み名をそれぞれ変更しています。

また、「No.6 中高生の居場所づくり」を新規取り組みとする一方、41ページのNo.12の下にある「父母クラブの育成」については地域子育て支援事業に統合したため、【廃止】としています。

また、「No.3 こまきこども未来館の運営」の内容欄に【再掲】との記載がありますが、取り組みが複数の基本目標、施策に該当し、別の基本目標にて内容を記載しているものについては、このように記載します。

41ページの真ん中より下から42ページにかけて、「児童館の施設整備の基本的な考え方」として、これまでの施設整備の経過および今後の方向性を記載しています。

続いて、43ページ、施策（3）こども・若者の居場所づくりについては、現行計画では「学校外活動の充実」としていましたが、施策の名称を変更しています。

具体的な取り組みとしては、44ページの「No.8 土曜日の放課後児童クラブの共同実施」、

基本目標 2-2-6 にも記載した「No.9 中高生の居場所づくり」、「No.10 放課後児童クラブの DX 化推進」が新たな取組みとなります。

45 ページには「放課後児童クラブの管理運営の基本的な考え方」として、放課後児童クラブの役割や本市における状況とともに、児童クラブの管理運営について、今後の方向性として、学校再編計画の状況等を踏まえ、民間委託化の検討していくこと掲載しています。

46 ページをお願いします。

「基本目標 3 子育て家庭を支援します」について、施策（1）子育てと仕事の両立支援の充実、具体的な取組みとして No.1 から No.7 まで 7 つありますが、現行計画から継続する取組みとなりますので、説明は割愛させていただきます。

48 ページからの施策（2）相談と情報提供の充実については、No.9 の下にある「こども家庭総合拠点事業の実施」が「こども家庭総合支援拠点」が「こども家庭センター」の一部となったため、本計画への掲載は行わず【廃止】としています。

施策（3）経済的支援策の充実については、「No.12 こどもの予防接種費用の無償化または一部助成」、「No.13 中学 2 年生へのピロリ菌検査無償化」が新規取組みとなり、その下の「公共施設等におけるこども料金の改定」について令和 5 年度中にこども料金の改定を完了したことから、【廃止】としています。

続いて、53 ページをお願いします。

「基本目標 4 幼児教育・保育サービスを充実します」です。

施策（1）安全・安心な保育環境の整備についての、具体的な取組みは「保育園の適正配置・整備」として現行計画と同じものとなりますが、内容を一部変更しているとともに、54 ページから 57 ページ上段まで記載のある「保育園の適正配置・整備の基本的な考え方」では、現状を踏まえた今後の適正配置・整備の基本的な考え方を掲載します。

57 ページから記載のある施策（2）多様な幼児教育・保育ニーズに応える支援の推進では、59 ページにある「No.8 こども誰でも通園制度（乳幼児等通園支援事業）」、「No.9 保育園の DX 化の推進」、「No.10 保活ワンストップシステム事業」が新規となる一方、「保育園等の公私格差の是正」については、段階的に地域単価区分が見直されるため、公私の地域単価の差が解消された時点で廃止とすることとしております。

60 ページをお願いします。

「基本目標 5 親子が心身健やかに育み合うことを支援します」について、施策（1）妊娠・出産期の支援の充実では、「No.1 親子健康手帳の作成・交付」と「No.6 妊産婦の外出支援」について現行計画から取組み名を変更しています。また、「No.8 不妊治療」、「No.9 妊婦個別歯科検診」が新規の取組みとなります。「産前産後ヘルパー事業」は「子育て世帯訪問支援事業」に統合されたため廃止となります。

62ページをお願いします。

施策（２）産後の支援の充実は、「No.12 子育て世帯訪問支援事業」、「No.13 幼児期におけるフッ化物歯面塗布・フッ化物洗口」が新規の取組みとなります。

また、再掲となりますが、「No.14 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」、「No.15 子育て世代包括支援センター等における一時預かり事業の拡充」も新規の取組みとして掲載します。

基本目標２から基本目標５についての説明は以上です。

【鈴木会長】

以上のご説明に対して、ご質問ご意見等ありますでしょうか。

田中委員をお願いします。

【田中委員】

資料の５６ページです。

私も西部地区に住んでいますが、少子化により、保育園の統合の問題が出ています。

保育園を統合されたとなると今度、中学校、小学校まで統合されるというようなことが書いてあります。この点についてはこれから検討されるということですが、令和７年から令和１１年までの間に統合などが進んでしまうのか。まだ検討だと思いますが藤島保育園と北里保育園の統合が一番早く進むということでしょうか。

【事務局（幼児教育・保育課舟橋主幹）】

西部地区、北里地区、保育園の統廃合についてですが、５６ページにも記載されておりますように、現状としては、まだ統廃合の具体的な内容は決まってない状況です。ただ、こちらにも記載されておりますように「小牧市新たな学校づくり推進計画」ということで、小学校の数が減るなど、そういった動きもございますので、学校関係の統廃合を見据えながら、今後具体的に検討していく必要があると考えております。特に北里地区につきましても、今後１０年のスパンを見据えて、検討していくこととなります。学校の統廃合もそれなりの年数が要すると理解しておりますので、保育園も状況を見ながら検討していきたいと考えております。

【田中委員】

今、小学校で耐震の建て直しをやる動きがありますよね。

その中で、このような統合の話が出ると、小学校については、例えば三ツ渚小学校、村中小学校、北里小学校は耐震をしない動きになっているのでしょうか。

【事務局（幼児教育・保育課舟橋主幹）】

私が把握している限り、公共施設の耐震状況については、すでに昭和 56 年以降の新耐震基準を満たしている施設以外で耐震工事が必要なものについてはすべて完了しているはずですので、小中学校については老朽化もしくは児童生徒数の減少に伴う見直しを検討していると聞いております。

保育園も老朽化問題がございますので、そういった動きも見据えてですね、手戻りのないようにいろいろ考えていきたいとは思っております。

【鈴木会長】

他にいかがでしょうか。

鳥居委員、お願いします。

【鳥居委員】

39 ページですが、地域での交流事業の場の充実の施策の方向性に、老人福祉施設の訪問での世代交流事業という記載があります。

40 ページの具体的な取組みを見ても、その取組みがありません。

田県の郷など、老人施設はいろいろあるので、事業として地域のこどもたちを交えた交流事業や訪問をやっていただきたいと思います。

また、福祉施設への訪問をこどもの学習の一つとして取り上げると良いのではないのでしょうか。今は大人とこどもが別々で楽しむ内容が多いので、一緒に取り組むことができる内容を検討してください。

【事務局（幼児教育・保育課鈴木指導保育士）】

老人施設とこどもたちの交流についてお答えさせていただきます。

40 ページ、NO.9 幼稚園・保育園・認定こども園の地域活動事業に記載がありますが、近くの老人施設や、事業所への訪問などを実施しております。こどもたちが行ける範囲やできることに限りはありますが、現場同士の調整のもと、できる範囲で実施していきたいと思っています。

【鳥居委員】

幼稚園、保育園のこどもではなく、小中学生のこどもたちが老人施設や福祉施設に訪問して、交流することはできないかと思います。

今、小中学生のこどもたちの居場所がないという部分についてこのような居場所があるといいのではないかと思います。

【鈴木会長】

学校教育の総合学習などで福祉学習がありますので、そのあたりで計画できる場所があるかと思いますが、ご意見を踏まえた上で進めていただければと思います。

【鳥居委員】

はい。では、続いてもう2点ほどよろしいでしょうか。

まず、学校に行けないこどもたちの居場所として、学校や家とか、出られない子たちは、ネットでは繋がっているということです。全国的な傾向として、アバター利用で交流しているということがあります。研究という形で小牧でもできたら、多くの不登校のこどもたちが外に出られるきっかけづくりになるのではないかと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、こども食堂の推進についてです。すごく良い取り組みですが、食べに行くこどもに対しては、名前や住所、電話番号を書いて、食中毒あった時に連絡しますなど、安全性に留意していますが、料理を提供している人たちの衛生面はどうなっているのでしょうか。

以前、保健センターでやっている食改さんたちは必ず年1回は大腸菌検査を実施など衛生面の徹底をしていたと思いますが、推進するにあたっては、作る側の方たちの衛生面を徹底していただけると良いと思いました。

あともう1つ、こどもの体験ですが、今、すごく災害が多くなっています。できれば防災学習のような内容を入れていただけると良いかと思います。

【鈴木会長】

いろいろなご意見ありがとうございました。

それでは次、基本目標6の説明をお願いします。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

続いて、「基本目標6 若い世代を支援します」について説明します。

64ページをお願いします。

この基本目標は本計画にて新たに追加した基本目標となり、「就労支援、雇用と経済的基盤安定への支援」、「結婚を希望する人への支援」、「こども・若者の心身の健やかな成長の支援」の3つの施策を実施します。

まず、1つ目「就労支援、雇用と経済的基盤安定への支援」です。

様々な社会経済環境の変化の中で、市内の産業・雇用・財政を支える事業者への適切な支援を行うとともに、雇用者に関しては、就労支援、雇用と経済的基盤安定への支援が必要となります。

具体的な取り組みとしては、65ページに記載のある「小牧市就労支援センターによる就労支援」、「若年者就職相談」を実施します。

次に施策の2つ目「結婚を希望する人への支援」です。

少子化の進行や人口減少が深刻さを増し、早急な対応が必要な状況となっている中、少子化の主な原因は未婚化や、晩婚化の影響が大きいとされているため、結婚や出産に対する個人の選択や価値観を尊重しつつ、出会いの場の創出から結婚に至り、新生活を始めるための支援を行います。

具体的な取り組みとしては「結婚支援事業」、「結婚新生活支援補助金の交付」、「市営住宅の入居募集における新婚世帯向け入居の優遇」を実施します。

施策の3つ目「こども・若者の心身の健やかな成長の支援」については、現行計画にて「基本目標1 地域の子育て・子育てを支援します」の中の施策として「健やかに育つ環境の整備」として挙げていた取り組みに加えて、不登校対策や若者の心身の健やかな成長の支援を追加しています。

具体的な新規取り組みとしては「No.10 児童館における不登校対策」、「No.11 生と性のカリキュラム」、「No.12 性被害防止対策」、「No.13 思春期の健康に関する教育・支援」、「No.14 がん患者医療用補正具購入費の助成」、「No.15 若年がん患者在宅医療費の助成」となります。

基本目標6についての説明は以上となります。

【鈴木会長】

今のご説明に対してご意見、ご質問等ありますでしょうか。
安藤さんお願いします。

【安藤委員】

68ページですが、児童館における不登校対策が新規事業として盛り込まれておりますが、現状を考えると大変大事な取り組みではないかと感じております。

この取り組みの担当課が多世代交流プラザということですが、絶対に学校教育課がかかわらないと、不登校生徒の実態が読めてこないと考えています。

学校教育課が必ずこの不登校対策のための対応に関わるという関係性を作っていただきたいと思っております。それによって、学校の現状を反映した児童館の取り組みが生まれてくるのではないかと思います。

応時中学校区にふらっとみなみという建物があり、そこに児童館があります。

できれば来年度あたり、その児童館を借りて、不登校の生徒がそこまで歩いてくれるようにしたいということを、応時中学校の青少年健全育成の会長として考えている中で、この新規事業を目にしまして、大変ありがたい後押しをしてもらえる事業だなと思っておりますので、そういうところでも連携を図っていきたいと思っております。

今こそ、不登校の対応のためにこういう施設を借りて、家に引きこもっている生徒に少しでも足を運ばせる、外に目を向けさせるという対応が必要と思っております。

【鈴木会長】

鳥居さんお願いします。

【鳥居委員】

67ページのN0.2各中学校区青少年健全育成活動の活性化で、より活性化していただきたい内容が、SNSの取り扱いです。中高生でも闇バイトに関わることがあるのでSNSの教育をしっかりとやっていかないといけないのではないかと。

今、こどもたちの中では、闇バイトだけでなく、マッチングアプリ、薬物乱用、ゲーム依存などいろいろな問題をはらんでいます。そういった教育をしっかりとやる。

昨日テレビでもやっていましたが、SNSをきちんと把握しないと闇バイトに入ってしまう。その入り方も、中学校、高校生わからないような引っかけやすい文言を出してきている。根底には貧困問題があると思うんですね。ここを青少年育成健全会だけじゃなく、学校の教育の中にも取り入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【鈴木会長】

ありがとうございます。

今のご意見を伺って、個人的な意見として言うと、学校がやると大変かもしれません。

学校の先生が、やめときなさいということに対して、素直に聞くのかということがあります。先ほど言われた、ネットを使ったミーティングの中でそういった啓発をする方が良いかもしれないなど。

【鳥居委員】

昨日やっていたのはAKBのアイドルが学校で説明をしていました。

警察関係の啓発として、実施したのではないかと思います。そういう方法をもっと使って教育に普及させていかないと、中学生が犯罪者になってしまうという恐れがあるわけです。

【鈴木会長】

先生ではなく、いろんな形で方法を考えながらやっていかないと、学校が疲弊してしまうので、それも考えながらですね。

でも中高生にはそういう教育は、何らかの形で必要かと思いますので、検討のほどよろしくお願いいたします。

次に進んでもよろしいでしょうか。

基本目標7について、ご説明お願いいたします。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

それでは、基本目標7について説明をします。

69ページをお願いします。

基本目標7は「配慮を必要とするこども・若者・家庭を支援します」とし、本計画に新たに追加した基本目標となります。

施策は「ひとり親家庭の自立支援の推進」、「児童虐待防止対策の充実」、「障がい児、医療的ケア児施策の充実」、「こどもの貧困対策の充実」、「外国人など配慮が必要な家庭への支援の充実」の5つとしています。

5つの施策のうち、「ひとり親家庭の自立支援の推進」、「児童虐待防止対策の充実」、「障害児、医療的ケア児施策の充実」については現行計画から継承したものととなります。

施策（１）のひとり親家庭の自立支援の推進にかかる具体的な取組みについては、７０ページの「No.9 養育費確保支援」が新規の取組みとなり、７１ページの「女性のための就労支援講座事業」は「男女共同参画基本計画ハーモニーⅣ」で進捗管理を行っているため【廃止】としています。

施策（２）の児童虐待防止対策の充実については、「No.3 親子関係形成支援事業」、「No.4 子育て世帯訪問支援事業」、「No.5 児童育成拠点事業」が新規の取組みとなります。なお、児童育成拠点事業については「養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業」となりますが、本市での実施にあたり、具体的な取組みが検討段階にあるため、本日の資料では内容欄が【検討中】となっています。また、No.6の下「こども家庭総合拠点事業における児童虐待防止対策の実施」と「家庭児童相談」の２つの取組みはこども家庭センターでの実施により【廃止】としています。

施策（３）障害児、医療ケア児施策の充実については、「No.1 障がい児相談・発達支援の充実」は現行計画から取組み名を変更しています。「No.7 医療的ケア児への支援」、「No.8 インクルージョンの推進」が新規の取組みとなります。

施策（４）こどもの貧困対策の充実については新規の施策となります。

こども計画では貧困対策についても内容に含むこととされているため、具体的な取組みについては他の基本目標にも該当するものとなりますが、貧困対策に対する取組みとして分かりやすいものとするため４つの取組みを再掲として記載しています。

施策（５）外国人など配慮が必要な家庭への支援の充実についても新規の施策となります。

こちらは外国にルーツを持つ育児家庭が安心して子育て・子育てができるための自立支援として、情報提供や教育支援を実施します。

具体的な取組みとしては、「プレスクールの実施」、「日本語初期教室の実施・整備」、「必要に応じた語学相談員の配置」、「外国にルーツを持つ生徒等への進路相談の実施」など６つの取組みを実施します。

基本目標７についての説明は以上です。

【鈴木会長】

今のご説明に対しましてご意見ご質問ありますでしょうか。

【鳥居委員】

74ページの特別な支援を必要数することへの支援ですが、追加して欲しい方がいまして、作業療法士への対応ということで、岐阜の方では、そういう特別な支援に対して、作業療法士さんが活動されているってことをお聞きしました。検討の対象として考えていただけないかと思います。

もう1点、77ページのプレスクールの充実です。幼児が学校生活に早期に適用できるようにですが、幼児だけではなく、その親も一緒になって、対応できるように進めていただきたいと思います。

親御さんもしゃべれない方が結構いて、内容も理解できてない。

だから両方を適用できるようにしていただきたいと思います。

【鈴木会長】

大事な視点をありがとうございます。

梶田委員お願いします。

【梶田委員】

計画とは関係ないかもしれませんが、虐待とか、外国人のこどもの支援を含めてですが、今、外国人の家庭で大きな問題になっているのが、親子のコミュニケーション不足です。

その大きな理由が、こどもは日本語がわかるけど母語はわからない。母親、父親が母語は話せるけど日本語がわからない。

そのために、なかなかコミュニケーションが取れなくて、虐待に繋がっていることが最近増えているはずなんです。その辺に対する支援について、何も書かれてないんですが、いかがでしょう。

色々な虐待事例や特別な支援が必要な家庭の事例についても、外国人家庭の割合が多くなってきている現状を踏まえると、根本的なコミュニケーションがとれるようにしていく支援を考えていかないと、なかなか対策は取れないんじゃないかと感じます。

その辺のところをできるだけ早めに対処した方がいいと考えますので、検討していただけるとありがたいです。

【鈴木会長】

今の段階、移民の初期ですと、日本語に慣れるということに社会として対処しますが、もっと進むと母語の保持をどうするかということに段々と変わっていきます。

虐待に関しては、子育ての文化的な違いがあったりしますので、例えば留守番など、我々日本人が普通にやっていることが外国では虐待と言われたりするので、そういうことも含めて、対応が必要になってくるかと思います。

恒川所長お願いします。

【子育て世代包括支援センター恒川所長】

梶田委員の方からご提案のありました件については、児童虐待防止対策の充実で新たに設けている、親子関係形成支援事業という取り組みがあります。

親子関係形成支援事業ということで、こどもとの関わりということで、妊娠期から子育て期にわたって親子関係に不安を抱える、また悩みのある方を対象としたステップアップ講座を計画しております。

日本人だけではなく、外国人の方も対象として、虐待防止に取り組んでいきたいと考えております。

【鈴木会長】

対象年齢や、対象の文化についても特定しないと、というところもあつたりしますのでその辺も、じっくり考えていただけたらと思います。

では、他にはいかがですか。

【坂委員】

74ページの児童クラブにおける障害児の受け入れ推進、幼稚園・保育園等における障害児等の受け入れ推進についてです。

そういったこどもたちを積極的に受け入れるということについて、その気持ちはすごくわかるし、先生方もこどもたちのことを思って、受け入れてあげたい気持ちはすごくあると思いますが、「必要に応じて職員の加配を検討し受け入れ体制を整えます」という記載が気になります。1人受け入れるだけでも、現場は結構な負担になると思いますので、積極的に受け入れるのであれば、体制を整えてから受け入れるようにしたほうが良いのではないかと思います。言葉の使い方の問題かもしれませんが、気になりました。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

児童クラブについてお答えさせていただきます。児童クラブにおいても障がいや、配慮が必要な児童の受け入れを行っています。当然、児童を安心・安全に預かることが第一となりますので、現場の状況を加味した上で、職員の加配体制を整えた後、受け入れをしています。この部分の表現の仕方も含めて、改めて検討させていただきたいと思います。

【鈴木会長】

安藤委員お願いします。

【安藤委員】

新規事業がたくさん出ており、大変良いことだと思います。

新規事業を充実した良いものにするためには、機械的に人を配置することは避け、適切な人材を配置する必要がある、そのためには、それなりの給与が必要となります。行政は予算化をしっかりとさせていただきたいと思います。潤沢な小牧の財政であればできると思っています。

【鈴木会長】

他にはいかがですか。

【梶田委員】

素案を読んでいると、文章が非常に長くてわかりづらいです。

一段落一文が結構あり、難しい言葉も使われているため理解が追いつきません。せっかく作っていただいて素敵な計画だと思いますので、わかりやすい文章で多くの人が理解できるようにしていただけたらと思います。

あと、レイアウトも、前半から後半にかけて、ページを省エネしたんだなという配置があるので、全体として一貫したレイアウトが保たれると良いと思います。

【田中委員】

目次に第5章と記載がありますが、この5章は、次回いただけるのでしょうか？

【事務局（こども政策課伊達係長）】

次回会議のことに regarding ご質問をいただきましたので、あわせて今後の計画策定のスケジュールについて説明をさせていただきます。

次回12月に開催する第4回会議では、本日、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえた計画素案の修正及び、第5章となる教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容等についてご審議をいただく予定をしております。

その後1月に第5回会議の開催を予定していますが、第5回会議では、第4回会議でいただく意見等を踏まえた、1月からのパブリックコメント実施に向けた計画素案の確認をいただきます。

その後、1月から2月にかけて、パブリックコメントを実施した後、3月に開催する第6回会議では、パブリックコメントの実施結果を踏まえた、小牧市こども計画の最終版についてお示しする予定をしております。

また、当日配布資料と一緒にQRコードが掲載されたものを机の上に配布をさせていただきます。本日もたくさんの貴重なご意見をいただきましたが、追加のご意見ご質問がございましたら、回答フォームから回答を提出いただければと思います。回答までの期間が短く、申しわけありませんが、11月18日月曜日までにご提出をお願いします。

頂いた内容については、第4回会議にて反映させていただきたいと思っております。

また、本日ご欠席の委員の皆様にも同じ形式でご意見をいただきたいと思いますと思っております。

4. 報告事項

【鈴木会長】

はい。本日の議題についての審議は以上とさせていただきます、次第4の報告事項にうつらせていただきます。

それでは、意見聴取の実施結果について事務局から説明をお願いします。

【事務局（こども政策課伊達係長）】

意見聴取の実施結果について説明いたします。それでは、参考資料「意見聴取の実施結果について」をお願いします。

こちらが、7月から9月に実施したワークショップ等の対面での意見聴取の実施概要やそこで出た意見等をまとめたものとなります。

1ページから5ページが保護者を対象としたワークショップについてとなります。

（写真1枚目）

現在、モニターに映っている写真が、味岡児童館で実施したワークショップの様子となります。ワークショップでは、1グループ4～5人程度に分かれ、グループごとにファシリテーターの進行の下、小牧市の子育てに関する課題などについて、意見をいただきました。

すくすくパオーンルーム、小牧南児童館でも同様の形式でワークショップを実施しています。

（写真2枚目）

最終的にグループで出た意見は模造紙にまとめ、他グループと共有していただきました。

ワークショップで出た意見は、2ページから5ページに掲載しておりますが、大変多岐に渡る内容となっているため、こども計画に関連するものについては、具体的な取組みを実施していく上で参考とするとともに、子育て世代の保護者からの意見として全庁的に展開をし、関連各部署に共有させていただきます。

6ページ以降がこども・若者を対象としたインタビュー、ワークショップ等について記載しております。

（写真3枚目）

こちらが、6ページに記載してある年長児等へのインタビューの様子となります。児童館の運動あそびクラブに参加している年長児に、遊びを通して好きなことや将来について聞き取りを行いました。

8ページから12ページまでは大城児童館にて実施しているボランティアによる日本語学習塾、手まり塾に参加している、外国にルーツのある児童、生徒を対象に「居場所」をテーマとして実施したインタビュー結果を記載しています。

（写真4枚目）

こちらの写真が13ページに記載のある高校生を対象としたワークショップの様子になります。

参加した高校生が詳細な設定を決めた架空の人物（ペルソナ）を用いて、結婚・出産・子育てに関して意見を出し合ってもらいました。

（写真5枚目）

こちらの写真が14ページ以降に記載のある小牧児童館で実施しているこども食堂に参加したこどもに「居場所」をテーマに聞き取りをしている様子となります。

計画策定に向けたこどもに対する意見聴取は今回初めて実施したものでありますが、対象年齢を就学前である年長児から高校生まで幅広く実施しました。意見聴取方法は、ワークショップ形式のほか、対象となる児童の年齢や意見聴取する場面に応じて、インタビュー形式にて実施しました。

今回得られた意見については、各施策に活かしていくとともに、こども・若者の社会参画や意見表明の機会の創出に向け、今後も継続的に実施していきたいと考えています。

簡単ではございますが、報告は以上です。

【鈴木会長】

今のご説明に対しまして何かご意見ご質問ありますでしょうか。

馬場委員、いかがですか。

これだけに限らず、全体のことも結構です。

【馬場委員】

今、ワークショップのお話が出ましたので。参考資料の中に、「こども未来館みたいな場所がもっと欲しい！！」という意見がありました。これだけ児童館がある中でも満たされていないのかと思うと、じゃあ、どういう場所でどんなことができると良いのか、ということ聞き出していただけるとよかったと思いました。もし、このワークショップでそのような意見を聞いていれば教えてください。

【鈴木会長】

近くに欲しいなど、アクセスの問題があったりするので。いろんな場はあると思います。

小坂委員、今日初めて参加いただきましたが、ご意見やご感想あればお願いします。

【小坂委員】

感想としては、初めて参加させていただきましたが、色々な計画、施策が盛りだくさんあると感じました。企業としても、2050年に向けた、10年先を見据えたビジネスビジョンを立てています。先を見て、今何をやるかというところで、こんなに盛沢山なんだという第一印象でした。ただ、色々な施策を打っていきませんが、続けること、変えていくこととともに、会社の方で課題となっていますが、やめることが非常に大事です。

施策には人も時間も必要ですし、受け入れる側にも工数がかかります。そういうこともあり、今、会社の方ではやめることを計画立てて決めていくという、逆の発想をしています。

ワークショップを含めて意見聴取で聞くという、その有効度合いの基準を設けて、続ける、やめるということをしていかないと、良くしたい部分が良くならなかったりするのではないかと思います。

【鈴木委員】

ありがとうございます。

保護者の方から、加藤委員いかがでしょうか。

【加藤委員】

虐待や不登校についての話が結構出たと思いますが、この中に虐待を受けたことがある方はいますか。私は虐待を受けていました。

虐待を受けている方が、スクールカウンセラーや行政に相談しても普通のことしか言われないため、行政の相談窓口や、サポートなどは信用できません。

虐待を受けている方を支援する方は、虐待するお母さん・お父さんは、なぜ虐待をするのか、虐待されているこどもはどう思っているのか、何を求めているのかなど、そういうことをしっかりわかってくれる相談員の方によるサポートをしていただきたいと思います。

【鈴木会長】

ありがとうございます。

佐藤委員、何か一言あれば言っていただければと思います。

【佐藤委員】

私の状況になりますが、私は関東出身で、結婚を機に小牧に参りました。

夫は小牧で20年以上仕事をしており、小牧で子育てをしていこうと、子供が3歳になったタイミングで家を買ったところ転勤になりました。私もこどもも、一応は慣れた環境でこどもを育てていこうと思い、夫には単身赴任を選んでもいました。

はたから見て、何不自由のない生活をしているように見えるかもしれませんが、生活の中で詰む瞬間があります。

自分が熱を出した時や、上の子が帰ってくるタイミングに、下の子を迎えに行かなければならないときなどです。

小牧は多分3世代で住んでいたり、地元が好きで、旦那さんに小牧に来てもらうなど、そういうお母さんも多いように思います。

おじいちゃん、おばあちゃんが習い事のお迎えをしてくれるなど、見えない格差があり、自分の子に不自由をさせてしまう瞬間がどうしてもあります。

しかし、私は人に恵まれており、そこは小牧のいいところだと思いますが、一歩踏み出した手助けをいつもしてもらい、何とかやっています。

例えば、お友達のお母さんが、自分の子のついでに連れてってくれるなどですが、そこに責任問題が出てしまうと、成り立たない手助けです。

他にも幼稚園の園長先生が自分の孫のついでに一緒にご飯を食べさせてくれるなども、何かが起きたらきっと大問題になってしまいますが、それで私たち家族は成り立っており、小牧での暮らしを選んでいます。

自分の状況より、もっともっと大変な人がいることがわかるので、言い出しにくく、また、恵まれているからそれが、成り立っているんだよね、と言われてしまうと、何も言えませんが、児童館や未来館にこどもを連れて行き、遊ばせるお母さんも限られていると思います。もっと新しい施設が欲しいとか、赤ちゃんを遊ばせながら買い物がしたいとか、言葉は悪いですが、贅沢だと少し思ってしまう。前と後ろにこどもを背負って、必死で送り迎えしてるお母さんもいっぱいいます。

制度とか建物など以上に、ご近所の繋がりや、幼稚園・小学校が終わっても繋がり続けられるような人付き合いのベースとなるようなもの。昔のご近所さんなどが難しいのは重々承知ですが、つながれたらいいなど。

こどもが小学校と幼稚園に分かれると行事が2倍になり、立ち行かない時もあります。そういう部分を、誰の負担にもならず支え合える社会を、この子育てという観点からみんなで作っていったらいいなと思いました。

感想ですいません。長くなりました。

【鈴木会長】

そうですね、本当に。どうもありがとうございました。

本日も、議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

5. 今後の予定

【事務局（こども政策課小川課長）】

皆様、本日は限られた時間の中でありましたが慎重なご審議、また多くのご意見をいただき、ありがとうございました。

それでは、次第「5. 今後の予定」についてご説明申し上げます。

会議の開催日時につきまして、次回、第4回会議は12月17日（火）午後2時から本日の会議でのご意見を踏まえた修正内容および第5章以降「量の見込みと確保の内容」等の素案についてご意見をいただく予定をしています。

第5回会議は年が明けた令和7年1月8日（水）、第6回会議は3月17日（月）、の時間はいずれも午後2時からの開催とさせていただきます。

当初予定よりも会議回数が増えてしまうこととなり、皆さまお忙しいところ大変恐縮ですが、ご出席いただきますようお願いいたします。

それでは、これもちまして、令和6年度第3回小牧市こども・子育て会議を閉会します。

なお、本年11月1日に道路交通法の改正があり、自転車運転中にスマホなどを手に持ち乗りながら通話や画面を注視する行為と自転車の酒気帯び運転が罰則対象になりました。自転車は、非常に便利な乗り物ですが、一つ間違えれば、事故を引き起こす凶器にもなり、事故に巻き込まれる危険性があります。「自転車も車両」であるという意識を持ち、ヘルメット着用等交通ルールを守ってご利用いただきますようお願いいたします。

皆様、お帰りの際はどうぞ気を付けてお帰りください。ありがとうございました。